

北海学園大学 法学部報

[巻頭特集]

法学部市民公開講座

「道州制と北海道のすがた」を振り返る 奥住弘久1

大学院に博士課程政治学専攻を開設2

[研究室訪問1]

税源配分の三位一体改革を考える 横山純一3

[研究室訪問2]

国境を越える代理出産 織田有基子4

[教室の窓から]

ボウルダーで走った、学んだ、考えた

～鈴木光ゼミ訪問～5

もっと知りたい「法科大学院」 須田晟雄6

2005.1.20 No.12

Faculty of Law





法学部市民公開講座

「道州制と北海道のすがた」を振り返る

去る2004年12月4日、第10回市民公開講座「道州制と北海道のすがた」全5回が終了した。北海道は「道州制の実験室」との捉え方が道の内外にあるなど、いつもにも増して市民の関心は高く、毎土曜日、百名を越える受講生が会場の教室を埋めた。いまなぜ「道州制」なのか、講座企画者(コーディネータ)の意図と各講師の発言を、第5回(最終回)講座より拾い、採録した。

なぜ「道州制」がテーマの公開講座だったのか ～講座の企画者として～ 奥住弘久

皆さんこんにちは。寒いなか北海学園大学法学部市民公開講座に毎回ご出席いただきありがとうございます。本日(2004年12月4日)はこの講座の最終回ということで、



山本佐門 法学部教授(現代政治学)

一国多制度を認めるという態度が基本である。それぞれの地域にそれぞれの構想があって、やがて道州制、ひいては連邦制へと発展していく。



佐藤克廣 法学部教授(行政学)

道州制について
意見を交わすときは、
まずはどういう道州制を
議論しようとしているのかを
明らかにすべき。
でないと、議論は深まらないし、
賛否も表明できない。

「道州制と北海道の行方」というテーマで討論会を開催させていただきます。

まず、道州制に焦点を合わせた今回のような市民講座を企画した背景および「意図」について簡単にお話させていただきます。

現在「道州制」ということが盛んに言われております。しかし、「道州制」とはいかなるものを指すのかについては実のところ明確な了解事項があるわけではありません。本講座の第2回目講師を務めていただいた佐藤克廣先生は、こうした道州制論議の状況を、「同床異夢」という中国の故事をもじって、「道州異夢」と表現されています。受講生の皆さんの中には、道州制によって地方分権が進むと無意識のうちにお考えになっている方もいるかもしれませんが、道州制をどのように意味づけるかによっては、逆に、北海道が国の出先機関そのものになってしまう危険性すらあります。

近年、各党の政権公約(マニフェスト)において、道州制の導入・検討が声高に叫ばれております。今日の「道州制特区」をめぐる動きは、昨年の衆議院選挙における

自民党の政権公約に基づくものです。これに加えて、政権側は、今年3月にスタートした第28次地方制度調査会に対し「道州制」のあり方を諮問しています。こういったことから中央の政治家が「道州制」を政治課題として意識しているのは明らかなです。しかし、先ほど紹介した「道州異夢」的状况に見られるように、「道州制」そのものについては何一つ煮詰まっていません。



神原 勝 北海道大学法学研究科教授

道州制の議論をきっかけに
北海道は戦略的な練り直しを
きちんとやるべき。
もったいない機会だと思う。
この機会に、
ロマンを込めた運動を
はじめなければならない。

さて、昨今北海道で話題になっている「道州制特区」についてですが、この議論を眺めていると、その基本線がどうもよくわかりません。言い換えるならば、マクロな制度構想なり、戦略構想があってはじめてミクロな政策構想があるはずなのに、「道州制特区」ではミクロな政策構想ばかりに目が行っているように感じられます。これはある意味で、「道州制特区」という波が中央(国)から来たのでそれに対応し、波打ちぎわがにぎやかになっているという、第1回目講師の山本佐門先生がご紹介された所謂、「北海道波打ちぎわ論」(高倉新一郎 説)的な状

大学院に博士課程 政治学専攻を開設

～全専攻に博士課程が揃う～

北海学園大学大学院は2005年4月から法学研究科政治学専攻に博士（後期）課程を開設する。同時スタートする文学研究科英米文化専攻の博士（後期）課程の設置とあわせて、本学の大学院では、既設の5研究科8専攻のすべてに修士課程と博士（後期）課程の両方が揃うこととなった。吉田敏雄法学研究科長に修士課程と博士課程をあわせ持つ本学「政治学大学院」の狙いを訊いた。

——政治学専攻の博士課程設置のアイデアはいつ生まれたのですか？

吉田敏雄 北海道にある大学として、地方自治に関連したカリキュラムを充実していこうという構想は90年代初めからありました。今回博士課程の設置によってそれがようやく完成したということです。学部では比較的若い学生たちに身近な地域の政治や行政の理解を通して全体的な政治学のおもしろさを理解してもらおうと思っています。一方、大学院では、高度な専門的事項を追求することによってさらに研究を深め、職業人としての資質を向上したり、市民生活の上で政治学的なセンスを向上させたりしてることが期待されます。今回、博士課程が設置されたことにより、研究者を目指そうという人も出てくるかもしれません。

——政治系の先生の補充もあるんでしょうか？

吉田 従来から道内の大学としては充実した政治学系教員を揃えていました。今回、さらに地方自治分野と政治学分野にそれぞれ一人ずつ研究・教育水準の高い方々をお迎えします。大学院のみならず学部の授業も充実することは確実です。

——新博士課程にも、学部や修士課程と同様に、社会人学生に対する配慮はあるのでしょうか？

吉田 法学部大学院では全国でも最初に社会人を受け入れることのできる授業体制、すなわち、夜間や土曜日の講義をおこなってきました。新しい政治学専攻博士課程も当然同様の方式がとられます。大学院の博士課程では大学院生の自主的・自律的な研究がもっとも重要です。したがって、いわゆる講義による授業はごく限られたものとなります。指導教員や関係する教員とのマンツーマンの授業や論文指導が中心となります。これらの授業は当然ながら、各大学院生の都合に合わせて夜間や土曜日におこなうことも可能です。したがって、社会人の方でも自分で自身の研究時間を十分に確保できるよう努力すれば、研究の成就も可能となります。修業年限も昼間課程と同じ3年間です。社会人コースの場合は、授業料は昼間課程のほぼ半額となります。

——ありがとうございました。



森 啓 法学部教授(地方行政論)

国の官僚が長く
中央集権で支配してきている
この日本列島を、いかに市民自治で
置き換えていくかが議論されている。
その意味では道州制の問題は、
市町村合併の問題と深く関わり、
個別には議論できない。

の佐藤克廣先生には、道州制論の多様性、道州制特区構想など、道州制についての考えを深める手がかりを与えていただきました。第3回目の北海道大学の神原勝先生には、道州制論議でしばしば見落とされがちな北海道内での分権について具体的にお話いただきました。第4回目の横山純一先生には、財政面から道州制について詳細にご説明いただきました。そして、第5回目の今回は、森啓先生に加わっていただき包括的なまとめの議論をしたいと思います。近視眼的に現実のみに目を奪われるのではなく、長期的にどのような北海道をこれから作って行きたいのか、行くべきなのかを、皆さんなりに、具体的に描いていただく契機にいただければと思います。この市民講座が住民主体の北海道をつくって行くための、ささやかではありますが、一つの素地や基盤を作るきっかけになれば企画者として幸いに思います。

(法学部助教授:担当は地方政治論)

況かもしれません。そして、それによると、波が引いたら何も残っていないということになりかねません。

「道州制特区」の創設は国から出てきたアイデアですが、これを機に「道州制」について、将来の北海道の自治のあり方を見据えつつ、地道に議論しておくことが必要だと思います。北海道は、地理的条件から言って、「道州制」の先行事例となりうる場所ですから、この市民講座がこうした議論を始める布石の一つになればと思っています。

時間の関係で、簡単にしかお話できませんでしたが、今回の市民講座を企画したのは、おおよそ以上のような背景および「意図」に基づいています。でありますからミクロな個別政策についてどうこうというよりも、マクロな観点から各講義を構成しました。

第1回目の山本佐門先生には、過去、現在の道州制論議を素材に北海道の歴史、政治風土などにもご言及頂き、これからの北海道の自治、自立を考える際の土台となる視点を提供していただきました。第2回目



横山純一 法学部教授(地方財政論)

規制緩和や組織論といった
“制度いじり”を
いくらやっても駄目。
財源や経済効果の問題を含め、
最終的にどのような
北海道の姿を
描くかが大切である。

税源配分の三位一体改革を考える

1. 税源配分の三位一体改革と初年度の内容

税源配分の三位一体改革とは、都道府県と市町村の主要な財源である地方税、地方交付税、国庫補助負担金を、相互に関連づけて一体的に改革しようとするものである。つまり、2004年度から06年度までの3年間に、地方向けの国庫補助負担金約20兆円のうち4兆円程度を06年度までに廃止・縮減する、廃止・縮減する国庫補助負担金の対象事業のうち引き続き地方が実施主体で実施するものには税源移譲（基幹税）する、地方交付税は期間中に改革を進める、というものである。ただし、国庫補助負担金の削減額と同額の税源移譲が行われるのではなく、義務的な事業については徹底的な効率化を図ったうえで所要の全額を移譲し、その他の事業は8割程度を目安に移譲することになっている。しかし、実際は三位一体改革ではなく、三位ばらばら改革になっている点を強調しておきたい。つまり、地方交付税の規模縮小が意図され、国庫補助負担金削減・税源移譲とリンクせずに、一方的に地方交付税削減が進められている。04年度は、前年度に比べて地方交付税と臨時財政対策債の合計額が2兆8000億円減少した。周知のように、このために多くの自治体が04年度の予算編成に苦労したのである。多くの市町村長が三位一体改革に不安と不満を抱く理由の大部分は、この地方交付税の大幅削減にあるといっている。なお、04年度は国庫補助負担金1兆300億円が削減された。これに伴う税源移譲には、基幹税が未確定なために所得譲与税と税源移譲予定交付金が充てられた（合計6500億円）。

2. 住民税所得割移譲の問題点

2006年度から基幹税の移譲が実施される予定だが、基幹税として採用可能性が高いものは住民税所得割（道府県民税・市町村民税、比率は3対7が有力）である。税率は、現行の累進税率ではなく比例税率（10%）がとられ、約3兆円の収入額が得られる計算である。ただし、税収の地域格差が生ずるだろうし、比例税率採用による税源偏在は正効果は限定的だ。そこで、財政力の弱い自治体は国庫補助負担金の削減額に見合う金額の確保が課題になる。北海道では国庫補助負担金削減の知事会案（2004年8月19日決定）の場合、道と市町村の国庫補助

負担金削減額は約2000億円、入る住民税所得割額は1200億円と見込まれマイナス800億円となる。この金額はかなり大きい（現在道の財源不足額が170億円）。総務省は、例えば、義務教育費国庫負担金が知事会案（中学校教職員給与分8500億円削減）どおりに一般財源化された場合の対策として、税源移譲額が国庫負担金削減額よりも多くなる見込みの都府県（全部で8都府県）から、税源移譲額が国庫負担金削減額を下回る見込みの39道府県に強制的に財源を回そうとしている。つまり、1000億円プラスとなる8都府県（東京都、大阪府、愛知県など）の地方交付税等からプラス分（1000億円）を不足する道府県に回して調整するというのである。11月26日の政府決定で、知事会案は06年度にほぼ先送りされたので、この総務省の考え方は検討段階で終わったが、引き続き財政力の弱い自治体への財源保障は課題である。このような水平的財政調整の考え方は、今後有効になりえるだろうか。富裕自治体の合意を得ることはそう易くないことが懸念される。

3. 国庫補助負担金削減をめぐる問題

国庫補助負担金の削減で好ましくないのは、補助負担率だけを減らす手法である。これでは地方の裁量は拡大しない。また、必要な国庫補助負担金の場合、費用負担面で地方負担が拡大するだけとなってしまう。なお、生活保護の国庫負担金は維持されるべきだし、義務教育費国庫負担金は維持されるとともに、包括補助金化が図られるべきだろう。公共事業の国庫補助負担金の一般財源化は、財務省と総務省とで意見が異なる。また、農林水産省や国土交通省などで交付金化をめざす動きがある。使途を広げる交付金化は、将来はともかく、現状では一つの選択肢としてありえるが、地方裁量拡大のために一層の使途拡大が求められる。なお、2000年に児童虐待防止法、01年にDV防止法が施行され、DV施策や児童虐待関連施策の全国展開と水準向上が現在求められている。国による積極的な制度施策がスタートしようという時や始まってまもない時、また声があげづらい社会的弱者向けの施策展開では、国庫補助負担金の意義は十分にあると言えるのではあるまいか。

（法学部教授：担当は地方財政論）



横山純一

国境を越える 代理出産

ある代理出産の場合

少し前になりますが、次のようなケースが話題になりました。ある日本人妻が、いったん自然妊娠したものの、途中で子宮ガンが見つかったため、やむなく子をあきらめて子宮を摘出します。しかし、その夫婦は、自分たちと「血のつながった」子が欲しいという思いをどうしても断ち切れず、代理出産（ここでは、出産を依頼する夫婦の受精胚を代理母の体内に移植して子を出産する、という意味で使います）が合法化されているアメリカ・ネヴァダ州へ出かけて行き、そこで代理母となる女性を探し、日本人夫婦の精子と卵子との受精胚をそのアメリカ人代理母の体内に移植するという方法によって無事に双子の男児を得、その子らを連れて日本へ帰ってきた、というケースです。

代理出産は許されるべきか

現在のところ、日本国内には、代理出産の実施に関する法的規制はありませんが、日本産科婦人科学会会告など医学界の自主規制により、代理出産は認めないとされています。代理出産の可否については、医学界のみならず、一般の人々の間でも意見がいろいろ分かれています。子を強く願う者の気持ちは十分に納得し得るものであり、また少子化が騒がれるこの時代に子の数を少しでも増やそうとするならば、代理出産は肯定されてもよさそうです。が、他方で、第三者（代理母）の人体そのものを生殖の道具として利用することに対する疑問、代理母の身体的・精神的負担の大きさ、先天的疾病を有する子が出生した場合の処理等々、考えなければならない問題も山ほどあります。厚生労働省や法務省では、いわゆる生殖補助医療問題全体に関する検討を進めており、その中で、代理出産についても、近い将来、何らかの方向性が示されるものと思われます。

実は、代理出産に関する法的対応は国によりさまざまで、これを認める国もあれば、認めない国もあります。日本人夫婦が代理出産のためによく利用する国の一つであるアメリカについて見てみますと、アメリカでは51の法域（50の州＋コロンビア特別区）が各々別個の法制度を有しており、代理出産に対する態度も各法域ごとに全くバラバラです。代理出産を認める所もあれば、これを刑事罰を以て禁ずる所もあり、また、

明確な態度を示していない法域も多いのです。

子の母親は誰か

仮に代理出産が認められたとして、では、それにより出生した子の母親は誰になるのでしょうか。カリフォルニア州やネヴァダ州をはじめいくつかの州では、「親となる意思を有する者が親」とであると考えられています。例えば、冒頭の事案では、出産を依頼した日本人妻（彼女は卵子提供者ですから、子と遺伝的つながりを有します）が母親とされます。さらに、卵子を作ることができず不妊に悩む女性Aとその夫Bが、代理母Cに代理出産を依頼し、匿名の卵子提供者Dの卵子とBの精子による受精胚をCの体内に移植した場合にも、その結果誕生した子Eの母親は、Aとされるのです。公的な出生証明書にもそのように記載されます。「分娩（出産）の事実」より、「遺伝的つながり」より、「親となる意思」が優先される場合すらある……養育の意思を有する者によってきちんと育てられることこそが「子の福祉」に適う、というわけです。

では、もしそのAとBが日本人夫婦であり、Eを連れて日本へ帰ってきたとしたら、その母子関係はどうなるでしょう。日本では、親子関係の成立は子の出生当時の親の本国法（国籍のある国の法）によって決まります（法例17条1項、同18条1項）から、Aが母親として認められるかどうかは日本法によることになります（なお、Eは生地主義を採るアメリカで出生しているためアメリカ国籍は取得できますが、日本国籍取得の可否については議論があります）。従来、日本民法では、母子関係は出産（分娩）の事実によって成立する、つまり子を出産した女性が母親であると考えられてきました。ちなみに法務省は、冒頭事案の子につき日本国籍は認めるものの、日本人夫婦の実子として記載された出生届は受理しないとの見解を表明しています（2004年6月）。果たして、この結末は……！？

ここからいよいよ私の専門である国際私法の佳境に入りますが、残念ながら、今回は紙幅が尽きてしまいました。この続きは、いつかまたの機会に。

（法学部助教授：担当は国際私法）



織田有基子

ボウルダーで走った、学んだ、考えた

2004年度後期

～鈴木光ゼミ訪問～

およそ2年間の在外研修を終えて、鈴木光さん(法学部助教授:担当は行政法)が帰国、今年度の後期から教壇に復帰した。帰札後間もない鈴木先生を囲んで、ゼミ生の村田さん、加藤さん、伊藤さんの3人が、滞在地であるボウルダー(アメリカ・コロラド州)での経験や、滞在先であるコロラド大学ロースクールでの研究生生活を尋ねた。

(構成:樽見弘紀)

神様先生とのミーティングの日々

鈴木光 ボウルダーという地名を、知っていますか？

加藤貴史 ワインで有名ですね。



加藤貴史(政治3年生)

鈴木 それはボルドー(笑)。

伊藤有人 高橋尚子さんと小出監督など、マラソンの「高地トレーニング」の場所として有名ですね。Qちゃんには会いましたか？

鈴木 残念ながら

滞在中には著名な日本人のマラソン選手を一人も見かけませんでしたが、私自身、走りました。せっかくの「高地」滞在ですから。同じ法学部の藤田先生のアドバイスもありましたし、脳が活性化するのは、と。活性化したかはともかく、走っていると自然と友達が増えます。「走り友達」ですね(笑)。

加藤 どうしてボウルダーだったんですか？

鈴木 理由はただひとつ、チャールズ・ウィルキンソン先生という国有地管理法の研究で有名な教授がボウルダーのコロラド大学ロースクールにいらしたからです。

村田大輔 なぜその先生？

鈴木 学生の頃アメリカの国有地管理法に関する教科書を勉強したことがあるのですが、その本を書いた先生がウィルキンソン先生。何しろ教科書でしか会ったことのない先生でしたから、私にとっては神様のような存在でした。ですから、1対1で2年間勉強が出来たのは夢のような出来事でした。

伊藤 1対1ですか？

鈴木 ロースクールでの授業は、通常の授業に加えて、meetingと呼ばれる「面談授業」がありました。ある意味、特権でしたね。

ボウルダーでインディアン法を学ぶ

伊藤 ということは、教えにいったのではなく、勉強しにいった？

鈴木 そうです、学生に戻って勉強してきました。国有地管理法、環境法一般、そのほかインディアン法の勉強もしました。

村田 「インディアン法」とは？

鈴木 一口でいえば、アメリカにいるインディアンに関する法律の変遷史のようなもの。アメリカの「インディアン」という言葉は最近では先住民としての「ネイティブ」という言葉で置き換えられつつある、と理解していたんですが、当地では先住民の人たちは誇りをもって自らを「インディアン」と呼ぶことを知りました。しかしインディアン法の授業を受けるまで、ロースクールに通う地元の学生さんも、地域に住まうインディアンの問題にはほとんど無関心、という印象を受けました。



村田大輔(政治2年生)

村田 向こうの大学はやはり立派なんですよ？

鈴木 教室については北海学園大学の方がはるかに立派。むしろ向こうの方が質素です。図書館は大きい図書館がひとつというのではなく、キャンパス内に8つの図書館が点在しています。私はおもにロースクール図書館のお世話になりました。朝早くから真夜中まで開いています。学食も北海学園大学の方がメニューがはるかに充実しています。ロースクールはきわめて質素。「本日のスープ」とベーグルとマフィンくらいしかありません。ただ、大学の敷地は広々としていました。

加藤 向こうの大学とこちらの大学との授業の違いは？

鈴木 向こうの教室では先生と学生が議論する時間が圧倒的に長いんですね。印象では、あちらでは授業時間の半分以上を、学生の方が喋っている感じ。学生は、しばしば手を挙げて、何か言いたくて、言いたくてうずうずしています。なかには少々的外した質問や意見もありますが、よく理解していなくても、まずは臆せずに堂々と発言します。

伊藤 アメリカでの授業の経験をこの大学で実践する予定はありますか？

鈴木 向こうの大学に籍を置いてみて、これまでの自分自身の授業のやり方を反省することが多々ありましたね。しかし、いざ実践となると難しい点もあります。学生の発言もすぐには出てこないですよ。でも、このゼミは比較的発言が活発であると感じています。

加藤 いくら授業をアメリカ流にしても学生が変わらなければ、ということですね。

暮らして知るアメリカ

村田 住んでみてアメリカの印象、変りましたか？

鈴木 行ってみるまではアメリカという国が一体どういう国なのか、よく分からなかったですね。現地で生活するようになってはじめて、色々なことが見えるようになりました。特に私が向こうに暮らしたのはイラク戦争真っ只中という時期でした。現地のメディアは、日本がアメリカをどれほど支持して



鈴木光(法学部助教授)

もっと知りたい 「法科大学院」



須田晟雄

北海学園大学法科大学院（正式名称は北海学園大学大学院法務研究科法務専攻）が、平成16年11月30日付けで文部科学省の設置認可を受け、本格始動しました。須田晟雄法務研究科長に抱負を語ってもらいました。

北海学園大学法科大学院設置認可に際して

平成17年4月、いよいよ本学に法科大学院が開設されます。昨年度すでに68校の法科大学院の設置が認可され、本年度本学を含めて6校の設置が認可されましたから、全国の法科大学院は74校、学生定員総数は、5825名となります。法科大学院構想が出された初期の段階では、全国で20校程度と考えられていましたから、現在の設置数は当初の構想をはるかに越えています。

法科大学院制度は、司法制度改革の一環として構想され、実現されるものです。今回の司法制度改革の主要な柱の一つとして、国民の期待に応える司法制度の構築が掲げられ、その重要な目標として民事・刑事裁判の充実・迅速化が挙げられています。現在の民事訴訟の平均審理期間はおよそ20ヶ月ですが、これを半減することを目標としています。また、刑事裁判については、連日の開廷による期間短縮とともに、被告人に対する国選弁護人制度から被疑者に対する公的弁護制度に改めようとしています。公的弁護制度が実施されると、平成21年には、公的刑事弁護事件は、10万件にのぼると予測されています。これら一連の改革によって、法曹人口の飛躍的増加が必要となります。司法制度改革審議会の意見書では、今後10年の間に、裁判官500名程度、検事1000名程度の増員が必要であると試算されています。

このために、弁護士、裁判官、検事を含めて毎年新規に法曹になる者を3000人にする必要があるとされ、遅くとも平成22年には、法科大学院を修了して新司法試験を受験した者の中から年間3000人の合格者を出すこととされています。

このように、法科大学院制度は、司法制度改革によって必要となる法曹人口の増加に対応するために、優れた法曹を養成する教育機関として設置されるものです。もっぱら法曹を養成することを目的とする大学院ですから、通常の大学院と区別して専門職大学院と呼ばれています。ただし、法科大学院を修了すれば、当然に法曹になれるわけではありません。修了者を対象とする新司法試験に合格してはじめて法曹資格を取得します。修了者の何割が新司法試験に合格するかということが現実的な問題としてきわめて重要です。合格率が下がれば、各法科大学院は受験対策に奔走し、後に触れます法科大学院の教育理念を実現することができなくなるからです。この教育理念を実現するために、当初の予定とおり合格者平均5割が制度として保証されることが必要であると考えています。

法科大学院は、法理論教育と実務教育との架橋を教育理念とし、少人数教育に基づいて双方向・多方向教育を実践することとされています。たとえば、弁護士が事件を受任すれば、委任者の主張をどのように法的に構成して訴状を作成し、訴訟では、請求原因または抗弁としてどのような主張・立証が必要かが問われます。法的な紛争を解決するためには、法を適切に解釈し、適用する能力とこれを訴訟手続の場で実践する実務的な能力が要求されます。法科大学院は、高い法曹倫理に支えられたこれら二つの能力を有する者を養成し、法曹として送り出すことを目的としています。私たちの法科大学院では、実務家教員と研究者教員が一体となって学生の能力を高めるために最大限の努力を払い、北海学園大学の法学教育に新たな伝統を築きたいと考えています。

（法学部教授・担当は民法）

いるかという部分だけを切り取って、繰り返し繰り返し報道する。日本はまったくアメリカ寄りだとかたちで紹介されている訳です。アメリカの日常生活を知るのみならず、日本のあり方を客観的に考える良い機会になりました。



伊藤有人（政治2年生）

伊藤 帰ってきて行動や考えで変わったなと思うこと、何かありますか？

鈴木 これまでも、自分としては客観的に世界や日本を観ていたつもりでした。しかし、そうではなかった自分に気がついた、ということでしょうか。

加藤 価値観が変わった？

鈴木 そうですね。世界は多様であるということを知ることができた気がします。色々違っててこそ面白い、と思えるようになりました。そして多様な文化や考え方を互いに尊重することの大切さを再認識しました。

伊藤 性格的な面でも何か変化がありますか？ 親に明るくなったね、と言われたとか？

鈴木 生まれもってのこの性格は簡単には変わりません（笑）。ただ、アメリカに行く前に較べると、自分の意見をはっきり言えるようになりました。以前はあまりにも周囲に対する気遣いが過ぎていたのかも知れませんね。

2005年度 法学部2部 社会人 特別入学試験Ⅱ期

「開かれた大学・学部」を目指している法学部では、さまざまな領域で活躍しつつ法律や政治について学んでみようという意欲のある社会人の方々に広く門戸を開いています。

●募集人員

- ①面接方式:20名
- ②小論文方式:15名

●出願資格(面接・小論文方式とも)

高等学校を卒業し、2005年3月31日までに満19歳以上に達する定職を有する者(アルバイトは除く)、または、2005年3月31日までに満21歳以上に達する者(定職の有無を問わない)

●試験日程

出願期間:2005年2月21日(月)～28日(月)

試験日:2005年3月5日(土)

小論文/10:00～11:20

面接/12:30～

合格発表:2005年3月11日(金)午前10時

●試験方法

①面接方式

「大学生活への意欲」と「時事問題への関心度」の二項目についておこなわれます。

②小論文方式

論説文を読んで内容を要約し、関連するテーマに関する考えを問う設問に答えてもらうものです。

2005年度 法科大学院 入学試験B日程

●出願期間

2005年2月14日(月)～24日(木)

●試験日

小論文試験(未修・既修共通)
2005年3月5日(土)

法律科目試験(既修者のみ)
2005年3月6日(日)

●合格発表

2005年3月14日(月)

※詳細は法学部までお問い合わせください。

2005年度 編入学試験Ⅱ期

大学・短大などを卒業もしくは在学中で、法学・政治学に関する専門の学修を深めたいという方に3年次入学の道を開くものです。さまざまな学習歴をもつ社会人の方、法学部以外の学部で学ぶ方にも、この制度の活用をお勧めします。

●募集人員

1部法律学科・政治学科とも若干名/2部法律学科・政治学科とも若干名

●試験日程

出願期間:2005年1月24日(月)～2月4日(金)

試験日:2005年2月26日(土)10:00～12:00

合格発表:2005年3月10日(木)午前10時

●試験科目・試験方法

法学・憲法・民法・刑法・政治学・日本近現代史・ヨーロッパ近現代史・英語のうち、2科目を出願時に選択。試験時間は120分。

2005年度 大学院法学研究科 入学試験

●修士課程第Ⅱ期

募集人員:法律学専攻7名/政治学専攻5名

出願期間:2005年1月11日(火)～17日(月)

試験日:2005年1月29日(土)

合格発表:2005年2月15日(火)正午

●博士(後期)課程

募集人員:法律学専攻2名/政治学専攻2名

出願期間:2005年1月26日(水)～31日(月)

試験日:2005年2月15日(火)

合格発表:2005年3月1日(火)正午

なお、博士(後期)課程は、2005年4月より新たに政治学専攻が開設されます。

2004年度 年度末 2005年度 新学期 教務行事予定表

3月 MARCH

- 10日(木) 卒業生発表・卒業延期者ガイダンス
- 11日(金) 進級生発表・卒業延期者等面接
- 14日(月) 学部研究生入学試験
- 20日(日) 卒業式
- 29日(火) 新3年次編入生ガイダンス
- 31日(木) 留年生ガイダンス

4月 APRIL

- 1日(金) 新4年生ガイダンス・成績不良者ガイダンス
- 2日(土) 新3年生ガイダンス・成績不良者ガイダンス
- 4日(月) 新2年生ガイダンス・成績不良者ガイダンス
- 7日(木) 入学式
- 8日(金) 新入生ガイダンス
- 9日(土) 新入生ガイダンス
- 11日(月) 履修相談
- 12日(火) 第一学期授業開始・演習/外国書講読/基礎演習申込締切
- 14日(木) 基礎演習再募集者発表・再募集申し込み
- 15日(金) 演習受講許可者発表・各演習授業開始
- 16日(土) 履修相談
- 18日(月) 履修登録受付
- 21日(木)

北海学園大学法学部報第12号

[2005年1月20日発行]

発行:北海学園大学法学部

〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

TEL:011-841-1161(代)

FAX:011-824-7729

印刷:中西印刷

〒007-0823 札幌市東区東雁来3条1丁目1-34

TEL:011-781-7501

FAX:011-781-7516

デザイン:畠山尚デザイン制作室

写真撮影:泉澤宏昭(ヒロフォト・アド)